

平成 26 年 11 月 28 日

## オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様の変更について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和 35 年法律第 145 号）において、新たに「再生医療等製品」が定義されたことに伴い、「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養の一部を改正する件」（平成 26 年厚生労働省告示第 422 号）、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法の一部を改正する件」（平成 26 年厚生労働省告示第 423 号）等が告示され、平成 26 年 11 月 25 日から適用されました。

これに伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部が改正され、平成 26 年 11 月 25 日から適用されることとなります。

については、オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（以下「記録条件仕様」という。）の別表を、下記のとおり変更しましたのでお知らせします。

なお、下記の変更については、平成 26 年 11 月 25 日より適用開始とします。

### 記

#### 1 レセプト特記事項コードの追加

記録条件仕様（医科用）「別表 9 レセプト特記事項コード」

記録条件仕様（DPC用）「別表 9 レセプト特記事項コード」

記録条件仕様（歯科用）「別表 11 レセプト特記事項コード」

記録条件仕様（調剤用）「別表 7 レセプト特記事項コード」

に「36 加治」を追加する。

#### 2 症状詳記区分コードの内容文言の修正

記録条件仕様（医科用）「別表 22 症状詳記区分コード」

記録条件仕様（DPC用）「別表 20 症状詳記区分コード」

記録条件仕様（歯科用）「別表 25 症状詳記区分コード」

の区分コード「50」の内容「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第 1 条第 2 号及び第 3 号の規定に基づく薬事法に規定する治験に係る治験概要」を「医薬品医療機器等法に規定する治験に係る治験概要」に変更する。